

○東海大学付属望星高等学校学則

(制定 昭和38年4月1日)

改訂	2000年4月1日	2002年4月1日
	2003年4月1日	2004年4月1日
	2006年4月1日	2007年4月1日
	2009年4月1日	2010年4月1日
	2012年4月1日	2013年4月1日
	2014年4月1日	2016年4月1日
	2019年4月1日	2020年4月1日
	2021年4月1日	2022年4月1日
	2023年4月1日	2024年4月1日

第1章 総則

第1条 本校は、教育基本法及び学校教育法にのっとり、東海大学創立者の建学の理念に基づいた学園の一貫教育を实践し、生徒一人ひとりの人格を尊重した全人的な教育で、幅広い視野に立って自ら問題を発見し解決する能力を備え、感性豊かで個性に富んだ人材の育成を、広域通信制教育で行うことを目的とする。

第2条 本校は、東海大学付属望星高等学校と称する。

第3条 本校は、東京都渋谷区富ヶ谷二丁目10番7号に置く。

第4条 本校の課程は、次のとおりとする。

通信制の課程 普通科

第5条 本校の修業年限は、3年以上とする。

第2章 年度・学期及び休業日

第6条 年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7条 年度を次の2学期に分ける。

春学期 4月1日から9月30日まで

秋学期 10月1日から翌年3月31日まで

第8条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律で休日とされる日
- (2) 学校法人東海大学の建学記念日 11月1日
- (3) スクーリングのない日曜日
- (4) 夏期休業日 7月20日から9月10日までの間において、校長の定める期間
- (5) 冬期休業日 12月20日から1月10日までの間において、校長の定める期間
- (6) 春期休業日 4月1日から4月10日までの間及び3月20日から3月31日までの間において、校長の定める期間
- (7) その他校長が必要と認めた日

2 教育上必要があり、かつやむを得ない事情があるときは、前項にかかわらず、休業日に授業を行うことがある。

3 非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

4 校長が必要と認めた場合、前第1項第4号、第5号、第6号の各号の休業日を伸縮することがある。

第3章 通信教育を行う区域

第9条 本校が通信教育を行う区域を日本国内47都道府県とする。

第4章 教育課程及び履修規定

第10条 本校の教育課程は、別表に定める教科及び特別活動並びに学校行事等により、編成する。

2 本校における各科目の年間に規定された単位の履修期間は、半年又は1年とする。

第5章 学習指導

第11条 本校の学習指導は、本校より配信する通信講座等による学習指導、添削指導及び面接指導とする。

2 配信する通信講座等による学習指導は、本校の主な要素を占める。それゆえ、生徒は、本校の通信講座等を受信できる環境及び設備を備えなければならない。ただし、技能教育施設は、その限りではない。また、通信講座等の視聴により面接時間数は、高等学校学習指導要領の規定内で減免を認める。

3 添削指導による学習指導は、通信講座等の視聴によって学習し報告した成果を添削し、返送することによって行う。また、添削指導の回数、教育課程に示された単位数に基づき、高等学校学習指導要領の規定を基準として行う。

4 面接指導による学習指導は、本校、協力校及びその他の面接指導等実施施設において、教諭又は講師の指導のもとに行う。また、面接指導の単位時間数は、教育課程に示された単位数に基づき、高等学校学習指導要領の規定を基準として行う。

第12条 本校は、学年による教育課程の区分を設けない。

第6章 成績評価方法及び単位認定

第13条 本校における成績評価は、各学期末に行い、これまでの通信講座等の視聴、添削指導、面接指導、中間試験及び期末試験の成績を勘案して成績を判定し、各学期及び年度末に単位認定を行う。

第7章 生徒定員及び組織

第14条 本校の生徒定員は、2,550名(本校400名、その他の面接指導等実施施設2,150名)とする。

第15条 本校に次の教職員を置く。

- | | |
|------------|-------|
| (1) 校長 | 1名 |
| (2) 副校長・教頭 | 1名以上 |
| (3) 教諭 | 13名以上 |
| (4) 講師 | 13名以上 |
| (5) 事務職員 | 3名以上 |
| (6) 学校医 | 1名 |
| (7) 学校歯科医 | 1名 |
| (8) 学校薬剤師 | 1名 |

2 校長は、校務を総括し、所属教職員を監督する。

3 副校長及び教頭は、校長を補佐し、校務を整理する。

4 前第2項及び第3項以外の教職員は、それぞれ校務を分掌する。

第8章 入学、転学、退学、休学・留学及び卒業

第16条 第6条に規定する年度の途中においては、学期の区分に従い、生徒を入学及び卒業させることができる。

第17条 入学は、校長がこれを許可する。

第18条 本校に入学できる者は、次の各号の1つに該当する要件を具え、かつ本校の入学試験に合格した者とする。

- (1) 中学校を卒業した者
- (2) 前号に準ずる学校を卒業した者
- (3) 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 本校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

第19条 入学の許可を受けた者は、所定の期日までに保護者（保証人）連署の誓約書、同意書及びその他所定の書類に入学金を添えて、提出しなければならない。

2 前項に定める手続が所定の期日までに行われなるときは、入学の許可を取消すことがある。

第20条 転入学を希望する場合は、修得した単位及び在学した期間に応じて、相当の期間を在学すべき期間として、校長が入学を許可する。

2 相当年齢に達し、相当の学力があると認められた者について、相当の期間を在学すべき期間として、校長が編入学を許可する。

3 転学しようとするときは、所定の書類にその事由を明らかにし、校長の承認を得なければならない。

第21条 生徒が退学しようとするときは、保護者（保証人）は所定の書類にその事情を明記し、必要書類を添え願ひ出て、校長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により、退学した者が再入学を願ひ出たときは、その事由により、校長が再入学を許可することがある。

第22条 生徒が病気その他やむを得ない事情により、長期にわたり教育を受けられないときは、保護者（保証人）は所定の書類にその事由を明らかにし、必要書類を添え願ひ出て、校長が休学を許可する。

2 前項の規定により、休学中の生徒が復学しようとするときは、所定の書類にその事由を明らかにし、必要事項を添え願ひ出て、校長の許可を受けなければならない。

第23条 外国の高等学校に留学しようとする生徒は、所定の留学願を校長に提出し、許可を得なければならない。

2 校長は、前項の規定により、留学を許可した生徒について、外国の高等学校における履修を本校における履修とみなし、30単位を超えない範囲で単位を修得したものとして、認定することができる。

3 校長は、前項の規定により、単位の修得を認定した生徒について、留学の終了した時点において、年度の途中においても、卒業の認定及び単位認定をすることができる。

第24条 規定の単位を修得した者に対しては、卒業証書を授与する。

第9章 科目等履修生(併修生、選科生及び特科生)

第25条 本校は、他の高等学校に在籍する生徒で、一部の科目の履修を希望する者に対しては、併修生として当該科目を受講させる。

- 2 本校は、入学資格のある者で、一部科目の履修を希望する者に対して、校長の許可により、選科生として入学を認め、修得した単位を学期の区分ごとに認定する。
- 3 本校は、入学資格のない者で、一部科目の履修を希望する者に対して、校長の許可により、特科生として当該科目を受講させる。
- 4 本条第1項から第3項までに規定するものを総称して、科目等履修生という。

第10章 入学金、授業料及びその他の費用

第26条 本校の入学金、授業料及びその他の費用について、次のとおり定める。

		本校	技能教育施設	
			連携方式	通信方式
1	受 験 料	6,000 円	6,000 円	6,000 円
2	入 学 金	20,000 円	20,000 円	20,000 円
3	施設設備費(入学時)	23,000 円	—	—
4	授 業 料(月額)	22,000 円	9,800 円	4,000 円
5	教育運営費(月額)	5,000 円	2,000 円	—

※科目等履修生は、学期ごと1単位2,100円のみを徴収する。

第27条 授業料等は、生徒の在籍中、出席の有無にかかわらず、所定の期日までに納入しなければならない。

- 2 すでに納入した授業料、入学金及び前条に規定するその他の費用は、原則として返還しない。

第28条 正当な理由がなく、かつ所定の手続を行わずに授業料その他の学費を3か月以上滞納し、その後においても納入の見込みがないときは、退学を命じることがある。

- 2 退学を命じられた者の未納の学費は、保護者（保証人）が直ちに納めなければならない。
- 3 学期の終了時において、学費が完納されていない場合は、単位認定及び卒業認定は行わない。

第29条 休学及び留学を許可された者の該当期間の授業料は半額とし、他の月額納付金は免除とする。その該当期間とは、始期の属する月の翌月（始期がその月の1日の場合はその月）から、復学した日の属する前月までとする。

第11章 賞罰

第30条 本校において、成績優秀、品行良好な者に対して優等賞、努力賞を与え、学費の一部又はその全額を免除することがある。

第31条 性行不良の者、又は正当の理由なくして長期間連絡を怠った者に対しては、校長が退学、訓告の処分を行うことがある。

第12章 技能教育施設との連携協定

第32条 本校は、技能教育施設から正規の手続を経て連携協定の申し入れがあった場合、これを受けることがある。

- 2 技能教育施設との連携協定は、技能教育施設との協議により、連携方式又は通信方式をとるものとする。従前の技能教育施設が、それまでと異なる方式を適用する場合は、それ以降の入学生から適用する。

第13章 協力校

第33条 本校の協力校及び生徒定員は、次のとおりとする。

- (1) 東海大学付属浦安高等学校（5名）
千葉県浦安市東野3丁目11番1号
- (2) 東海大学付属高輪台高等学校（5名）
東京都港区高輪2丁目2番16号
- (3) 東海大学付属相模高等学校（5名）
神奈川県相模原市南区相南3丁目33番1号
- (4) 東海大学付属熊本星翔高等学校（5名）
熊本県熊本市東区渡鹿9丁目1番1号
- (5) 東海大学付属諏訪高等学校（5名）
長野県茅野市玉川675番地
- (6) 東海大学付属札幌高等学校（5名）
北海道札幌市南区南沢5条1丁目1番地1号
- (7) 東海大学付属福岡高等学校（5名）
福岡県宗像市田久1丁目9番2号
- (8) 東海大学付属静岡翔洋高等学校（5名）
静岡県静岡市清水区折戸3丁目20番1号
- (9) 東海大学付属大阪仰星高等学校（5名）
大阪府枚方市桜丘町60番地1号
- (10) 東海大学付属市原望洋高等学校（5名）
千葉県市原市能満1531番地
- (11) 東海大学付属甲府高等学校（5名）
山梨県甲府市金竹町1番1号
- (12) 東海大学山形高等学校（5名）
山形県山形市成沢西3丁目4番5号
- (13) 東海大学菅生高等学校（5名）
東京都あきる野市菅生1817番地

第14章 面接指導等実施施設

第34条 本校及び協力校以外の面接指導等実施施設及び生徒定員は、次のとおりとする。

- (1) 第35条に定める技能教育施設
- (2) 東海大学渋谷校舎（80名 本校に含む）
東京都渋谷区富ヶ谷二丁目28番4号

第35条 本校の技能教育施設及び生徒定員は、次のとおりとする。

- (1) 富士調理技術専門学校（120名）
静岡県富士市岩本1951番地
- (2) 東海文化高等専修学校（180名）

静岡県磐田市中泉 1694 番地

- (3) 安城生活福祉高等専修学校 (600 名)

愛知県安城市相生町 5 丁目 9 番地

- (4) 町田調理師専門学校 (240 名)

東京都町田市中町 1 丁目 13 番 1 号

- (5) 広島生活福祉専門学校 (75 名)

広島県安芸郡海田町大正町 2 番 28 号

- (6) 岩谷学園高等専修学校 (210 名)

神奈川県横浜市西区平沼 1 丁目 38 番 19 号

- (7) 町田美容専門学校 (120 名)

東京都町田市中町 2 丁目 10 番 24 号

- (8) 国際製菓専門学校 (120 名)

東京都立川市曙町一丁目 32 番 1 号

- (9) 生蘭高等専修学校 (420 名)

神奈川県綾瀬市小園 1520 番地

第 15 章 補則

第 36 条 この学則の施行に関し、必要な事項は、校長が別に定める。

付 則

この学則は、昭和 38 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この学則は、2000 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この学則は、2002 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

1 この学則は、2003 年 4 月 1 日から施行する。

2 2003 年 3 月 31 日現在、高等学校通信制課程に在学し、同年 4 月 1 日以降に引き続き在学する者の教育課程については、なお、従前の例による。

付 則

1 この学則は、2004 年 4 月 1 日から施行する。

2 2004 年 3 月 31 日現在、高等学校通信制課程に在学し、同年 4 月 1 日以降に引き続き在学する者の教育課程については、なお、従前の例による。

付 則

この学則は、2006 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

1 この学則は、2007 年 4 月 1 日から施行する。

2 2007 年 3 月 31 日現在、高等学校通信制課程に在学し、同年 4 月 1 日以降に引き続き在学する者の教育課程については、なお、従前の例による。

付 則

この学則は、2009 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この学則は、2010年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この学則は、2012年4月1日から施行する。
- 2 2012年3月31日現在、高等学校通信制課程に在学し、同年4月1日以降に引き続き在学する者の教育課程については、なお、従前の例による。
- 3 教育課程表(2)を適用する者のうち、2012年3月31日現在、高等学校通信制課程に在学し、同年4月1日以降に引き続き在学する者の教育課程については、なお、従前の例による。

付 則

- 1 この学則は、2013年4月1日から施行する。
- 2 2013年3月31日現在、高等学校通信制課程に在学し、同年4月1日以降に引き続き在学する者の教育課程については、なお、従前の例による。

付 則

- 1 この学則は、2014年4月1日から施行する。
- 2 2014年3月31日現在、高等学校通信制課程放送教育コース技能連携校に在学し、同年4月1日以降に引き続き在学する者の授業料及びその他の費用については、なお、従前の例による。

付 則

- 1 この学則は、2016年4月1日から施行する。
- 2 この学則は、2016年4月1日現在1年次に在籍する者より順次、年次単位で適用する。それより上位年次については、なお、従前の例による。
- 3 本校の2018年度までの生徒定員の内訳を次のとおりとする。

年度	放送教育コース	平日教育コース	総定員
2016年度	2,680	320	3,000
2017年度	2,840	160	3,000
2018年度	3,000	0	3,000

付 則

- 1 この学則は、2019年4月1日から施行する。
- 2 (経過措置)

第26条の定めにかかわらず、2018年度以前の入学生及び当該生徒と同学年に入學する2019年度以降の入学生の入學金、授業料及びその他費用については、次のとおりとし、卒業時まで適用する。

	技能連携校 以 外	技能連携校	
		連携方式	通信方式
1. 入 学 金	20,000 円	20,000 円	20,000 円
2. 授 業 料 (月額)	11,000 円	9,800 円	4,000 円

3. 選 抜 料	6,000 円	6,000 円	6,000 円
4. 施設設備費 (入学時)	23,000 円	—	—
5. 教育運営費 (月額)	5,000 円	2,000 円	—

3 前項の規定は、当該生徒の卒業をもって廃止する。

4 教育課程表(1)あるいは教育課程(2)は2019年4月1日以降の入学生から適用する。
ただし2019年3月31日以前の入学者については、従前のおりとする。

付 則

1 この学則は、2020年4月1日から施行する。

2 (経過措置)

教育課程表(2)は、2020年4月1日以降の1年次入学生から適用する。ただし、2019年3月31日以前の入学者については、従前のおりとする。

3 教育課程表(3)は、2020年3月31日以前に入学した商業系(岩谷学園高等専修学校)の2年次及び3年次に適用し、2020年3月31日以前に修得した単位は、同表へ読み替えるものとする。

付 則

1 この学則は、2021年4月1日から施行する。

2 (経過措置)

教育課程表(2)は、2021年4月1日以降の1年次入学生から適用し、2021年3月31日以前の入学者については、従前のおりとする。但し2020年4月1日以降に入学した商業系(岩谷学園高等専修学校)の2年次にも適用する。

付 則

1 この学則は、2022年4月1日から施行する。

2 (経過措置)

第26条の定めにかかわらず、2021年度以前の入学生及び当該生徒と同学年に入學する2022年度以降の入学生の入学金、授業料及びその他費用については、次のとおりとし、卒業時まで適用する。

		本校	技能教育施設	
			連携方式	通信方式
1	受 験 料	6,000 円	6,000 円	6,000 円
2	入 学 金	20,000 円	20,000 円	20,000 円
3	施設設備費(入学時)	23,000 円	—	—
4	授 業 料(月額)	19,000 円	9,800 円	6,000 円
5	教育運営費(月額)	5,000 円	2,000 円	—

3 教育課程表(1)(2)は、2022年4月1日以降の1年次入学生から適用する。ただ

し、2022年3月31日以前の入学生については、従前のおりとする。

付 則

- 1 この学則は、2023年4月1日から施行する。
- 2 教育課程表(2)は、2023年4月1日以降の1年次入学生から適用し、2023年3月31日以前の入学生については、従前のおりとする。
- 3 教育課程表(3)は、2023年4月1日から廃止する。

付 則

- 1 この学則は、2024年4月1日から施行する。
- 2 (経過措置)

第26条の定めにかかわらず、2023年度以前の入学生及び当該生徒と同学年に入学する2024年度以降の入学生の入学金、授業料及びその他費用については、次のとおりとし、卒業時まで適用する。

		本校	技能教育施設	
			連携方式	通信方式
1	受 験 料	6,000 円	6,000 円	6,000 円
2	入 学 金	20,000 円	20,000 円	20,000 円
3	施設設備費(入学時)	23,000 円	—	—
4	授 業 料(月額)	19,000 円	9,800 円	4,000 円
5	教育運営費(月額)	5,000 円	2,000 円	—

- 3 教育課程表(2)は、2024年4月1日以降の1年次入学生から適用し、2023年3月31日以前の入学生については、従前のおりとする。

別表 教育課程表(1)

別表 教育課程表(2)